

家畜衛生だより 令和2年6月号

紀北家畜保健衛生所

電話 073 (462) 0500

紀南家畜保健衛生所

電話 0739 (47) 0974

紀南家畜保健衛生所 東牟婁支所

電話 0735 (58) 1481

飼養衛生管理者の登録について ～メールアドレスを登録してください～

家畜伝染病予防法の改正により、令和2年7月1日から全ての対象家畜※の所有者に「飼養衛生管理者」の選任が義務づけられます。

☆対象家畜：牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥および七面鳥（1頭1羽でも対象となります）

「飼養衛生管理者」とは

- 所有する家畜の飼養衛生管理に係る責任者であり、家畜の伝染性疾病の発生予防およびまん延防止に対する責任を有します。
- 家畜の所有者が自ら「飼養衛生管理者」になることもできますし、実際に家畜を管理する方（管理者）を選任することもできます。
- 特段に必要な資格はありません。

「飼養衛生管理者」は何をすればいいの？

- 国や県から送られてくる情報を、他の従業員等（直接、家畜に接する者）に周知し、伝染性疾病の予防に努めてください。
- 家畜の伝染性疾病の病原体は、人や車両に付着して持ち込まれる場合があります。畜（鶏）舎等に入出入りする者の手指消毒や靴の履き替え・消毒の状況など、飼養衛生管理基準の遵守状況をチェックしてください。

飼養衛生管理基準の詳細はこちら

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html

「飼養衛生管理者」を選任して登録すると・・・

- ・ 今後、国や県から家畜衛生に関する情報（伝染性疾病の発生状況や病原体の消毒方法など）がメールで送られます。

「飼養衛生管理者」の登録はこちらから

7月31日までに
登録（報告）してください

注）ご登録いただいたメールアドレス等の個人情報は、家畜衛生に関する情報の共有や飼養衛生管理者制度の運用のみを目的として利用し、それ以外の目的では利用致しません。

<方法①> Eメールを利用できる場合

- ・ 「飼養衛生管理者」の氏名を管轄の家畜保健衛生所までメールにてお知らせください。メールアドレスを登録させていただきます。

住所・電話場号は定期報告書の内容とさせていただきます。異なる場合はお知らせください。

※「飼養衛生管理者」となる方がメールアドレスをお持ちでない場合は、ご家族や所属する生産者団体等が管理するメールアドレスを登録してください

紀北家畜保健衛生所メールアドレス
e0704031@pref.wakayama.lg.jp

紀南家畜保健衛生所メールアドレス
e0704051@pref.wakayama.lg.jp

<方法②> Eメールを利用できない場合

- ・ 「飼養衛生管理者」の氏名を管轄の家畜保健衛生所まで電話またはFAXでお知らせください。
- ・ 必要な情報はFAX又は郵送でお知らせします。

「飼養衛生管理者」については、農林水産省からのお知らせ（別添）も併せてご参照ください

不明な点は管轄の家畜保健衛生所まで
お問い合わせください。